



令和4年度

亀岡市職員採用試験要項

【11月実施試験】

かめおか方式とは

かめおか方式とは、より人物重視の選考を行うために、1次試験で面接試験を行い、2次試験では、教養試験・作文試験・SPI3試験の3つ中から1つ選択して受験していただく方式としています。（一部資格専門職は除く。）

この試験方式により、自身の能力や多彩な経験を市政の幅広い分野で活かすことができる、チャレンジ精神のある方を採用したいと考えています。

- 1次試験日：令和4年11月27日（日）
- 受付期間：令和4年11月7日（月）～11月20日（日）

※原則、インターネット申込みです。

※インターネット申込みができない方は、必ず11月15日（火）午後5時までに問い合わせてください。

～亀岡市からのお願い～

亀岡市職員採用候補者試験は、みなさんの受験申込みによって試験の準備が進められ、経費には税金が使われます。

申込後、やむを得ず受験を辞退される場合は、必ず辞退の連絡をしていただきますようお願いいたします。

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格など

試験区分		採用予定人数	受験資格
まちづくり技師	かめおか方式 総合土木 (土木・農業土木・造園) (上級) [20-35]	若干名	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業する見込み(高等学校を除く。)の人
	かめおか方式 学芸員 [22-35]	若干名	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を日本史学専攻で卒業(令和5年3月31日までに卒業見込みを含む。)し、学芸員資格を有しており(令和5年3月31日までに取得見込みを含む。)、博物館などの歴史・民俗分野の調査等について、知識・経験を有する人
	かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [-35]	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人(令和5年3月31日までに取得見込みを含む。)
	かめおか方式 保健師 [22-35]	若干名	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、保健師資格を有する人(令和4年度中に実施される国家試験において免許取得見込みを含む。)

※いずれか1つの試験区分のみ受験が可能です。

※いずれの試験区分も障がい者の受験が可能です。受験に際して配慮が必要な場合は、申込様式に記載欄を設けていますのでご利用ください。

※募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがあります。

※受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合があります。

※地方公務員法第16条の規定による次の欠格条項のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりです。また、**1次試験の集合時間などについては、受験票の交付の際にお知らせしますので、必ず確認してください。**

(1) 総合土木（上級）、学芸員、保健師

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和4年11月27日（日）	亀岡市役所
2次試験	① 教養試験 ② 作文試験 ③ SPI3試験 ①～③で1つ選択	令和4年12月11日（日）	亀岡市内の施設
	個別面接	令和4年12月15日（木）	亀岡市内の施設
3次試験	個別面接	令和5年1月11日（水）	亀岡市内の施設

(2) 保育士・幼稚園教諭

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和4年11月27日（日）	亀岡市役所
2次試験	専門試験	令和4年12月11日（日）	亀岡市内の施設
	実技試験	令和4年12月21日（水）	亀岡市立東部保育所
3次試験	個別面接	令和5年1月11日（水）	亀岡市内の施設

3 試験内容

試験内容については、次のとおりです。

教養試験	筆記試験（多肢択一式）を行います。 出題数は40題で、試験時間は2時間です。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題です。
作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行います。 課題字数は1200字、試験時間は1時間30分です。

SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行います。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分です。
専門試験	筆記試験（多肢択一式）を行います。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分です。 社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題です。

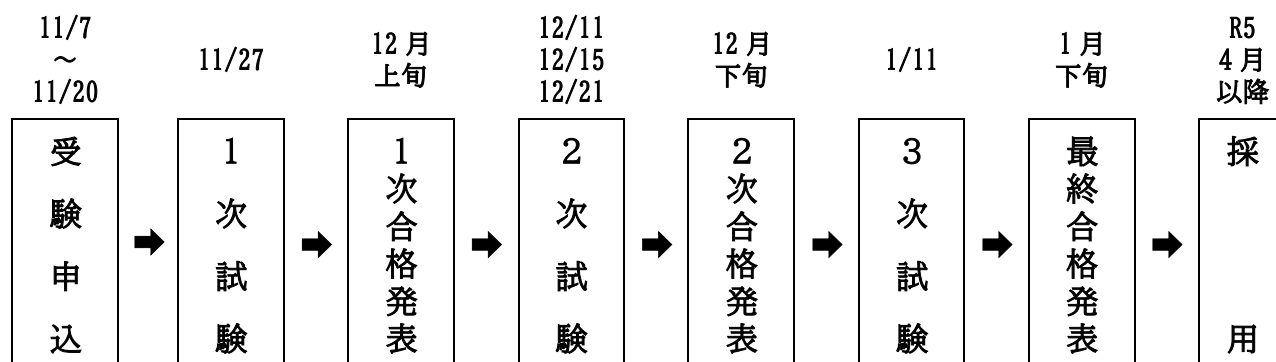
<採用試験受験にあたっての注意>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症に関する採用試験受験時の注意事項」をよく読み、受験会場にお越しいただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害などの発生により、試験が中止または延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合があります。

なお、中止や延期、変更が生じた場合は、市ホームページなどで行います。

4 採用までの流れ



- (1) 1次、2次及び3次試験の合格発表については、**市ホームページで受験番号を掲示**するほか、**合格者にのみ通知**を行います。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示します。
- (2) 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和5年4月1日以降必要に応じて採用されます。ただし、最終合格者と調整し、令和5年3月31日以前に採用する場合があります。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和6年4月1日までです。

5 勤務条件など

(1) 初任給については次のとおりです。

(参考：令和4年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
193,132円	172,886円	164,194円

- ・ 職歴や学歴などにより給料月額が増減する場合があります。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）などの諸手当が要件に応じて支給されます。
- ・ 初任給は、採用前の給与改定などにより変更になる場合があります。

(2) 配属のある主な勤務地については次のとおりです。

亀岡市役所、亀岡市上下水道部庁舎、亀岡市立保育所、亀岡市文化資料館など（派遣などにより、市外の勤務地となる場合があります。）

(3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付などが受けられます。

(4) 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。（一部特定屋外喫煙所を設けています。）

6 受験申込みの手続

インターネットから申込みをしてください。

※インターネットによる申込みができない場合は、11月15日（火）午後5時までに亀岡市市長公室人事課まで問い合わせてください。なお、それ以降の対応はできません。

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>試験要項などをよく読んだ上で</u>、指定のフォームに必要事項を入力し、送信してください。 ● 申込みが正常に終了した場合、画面上に<u>申込番号が表示</u>されます。以後の手続きに必要なため、<u>印刷するなどして必ず申込番号を控えておいてください。</u> ● 申込内容に不備などがある場合は、亀岡市市長公室人事課から確認の連絡をすることがあります。
申込受付期間	<p><u><令和4年11月7日（月）～11月20日（日）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 11月20日（日）までに正常に到着したものに限り受付を行います。 ● 申込受付期間終了直前は、サーバーが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申込手続を行ってください。使用するパソコンや通信回線上の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いません。 ● 申込受付期間後の試験区分の変更はできません。
受験票など	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年11月22日（火）頃に亀岡市ホームページに受験番号及び受験票様式を掲載しますので、各自で受験票を作成し、試験当日に持参してください。

7 試験結果の開示

この採用試験で合格されなかった方は、本人の成績（総合順位のみ）について口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票など）を持参のうえ、合格発表の日から2週間以内に直接人事課までお越しくください。開示受付時間は午前9時から午後5時（土・日曜日、祝日を除く）までとなっております。なお、電話・はがきなどによる請求では開示できません。

○問い合わせ先

亀岡市役所 市長公室 人事課 （市役所6階）

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話 0771-22-3131 （代表）

0771-55-9451 （直通）

